

平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 285 号

建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成 20 年 3 月 10 日 国土交通省告示第 285 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日 国土交通省告示第 417 号

改正 平成 24 年 12 月 12 日 国土交通省告示第 1448 号

改正 平成 27 年 1 月 29 日 国土交通省告示第 187 号

改正 平成 28 年 4 月 25 日 国土交通省告示第 706 号

建築設備等(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。)第 6 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、第 6 条第 3 項に規定する建築設備等(昇降機を除く。)について建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 12 条第 3 項に規定する検査及び同条第 4 項に規定する点検(以下「定期検査等」という。)の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第 1 施行規則第 6 条第 1 項並びに第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(い)欄に掲げる項目のうち一項(九)から(十一)まで及び(十七)から(二十三)まで、別表第二(い)欄に掲げる項目のうち一項(十八)、(十九)、(三十九)及び(四十)並びに別表第四(い)欄に掲げる項目のうち三項(五)とする。

第 2 定期検査等は、施行規則第 6 条第 2 項及び第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備(以下「換気設備等」という。)について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項(ただし、法第 12 条第 4 項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)ごとに定める同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

一 換気設備 別表第一

二 排煙設備 別表第二

三 非常用の照明装置 別表第三

四 給水設備及び排水設備 別表第四

2 前項の規定にかかわらず、法第 68 条の 25 第 1 項又は法第 68 条の 26 第 1 項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第 10 条の 5 の 21 第 1 項第三号に規定する図書若しくは同条第 3 項に規定する評価書又は施行規則

第 10 条の 5 の 23 第 1 項第 3 号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。

第 3 換気設備等の検査結果表は、施行規則第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 換気設備 別記第一号

二 排煙設備 別記第二号

三 非常用の照明装置 別記第三号

四 給水設備及び排水設備 別記第四号

附 則(平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 285 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日国土交通省告示第 417 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 12 日国土交通省告示第 1448 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 29 日 国土交通省告示第 187 号)

この告示は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 25 日 国土交通省告示第 706 号)

この告示は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表第一

		(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 法第 28 条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	(一)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む。)の外観	外気取り入れ口及び排気取り入れ口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 129 条の 2 の 6 第 2 項第三号の規定に適合しないこと。
	(二)			外気取り入れ口及び排気取り入れ口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三)			各室の	気流検知器等を用いて目視により確認す	著しく局所的な空気の流

			給気口及び排気口の設置位置	る。	れが生じていること。
	(四)		給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(五)		風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。
	(六)		風道の材質	目視又は触診により確認する。	令第129条の2の6第2項第五号の規定に適合しないこと。
	(七)		給気機及び排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(八)		換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
	(九)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各系統の換気量	外気を取り入れる風道の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する（風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法により確認する。）。 $V = 3600 \nu A$ この式において、V、ν 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量（単位 1 時間につき立方メートル） ν 平均風速（単位 1 秒につきメートル） A 風道断面積（単位 平方メー	令第20条の2第一号ロの規定に適合しないこと。ただし、風速の測定が困難な場合において、在室者がほぼ設計定員において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法により確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が100万分の1000以上あること又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が100万分の650以上あること。

				トル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
	(十)		各室の換気量	給気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V=3600 \nu AC$ この式において、V、ν、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 排気量(単位 1時間につき立方メートル) ν 平均風速(単位 1秒につきメートル) A 給気口断面積(単位 平方メートル) V 次の式により計算した換気量に対する外気の混合比(還気風量が混合されている場合は、換気比率を乗じて算出する数値) $C=(V_2) \div (V_1)$ この式においてV₁及びV₂は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V₁ 空気調和設備の送風空気量(単位 1時間につき立方メートル) V₂ 空気調和設備への取り入れ外気量(単位 1時間につき立方メートル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第20条の2第一号ロの規定に適合しないこと。
	(十一)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(十二)	空気調和設備	空気調和設備	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等

			の主要 機器及 び配管 の外観	の設置 の状況		があること。
	(十三)			空気調 和設備 及び配 管の劣 化及び 損傷の 状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に 変形、破損又は著しい腐 食があること。
	(十四)			空気調 和設備 の運転 の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常 な振動又は異常な発熱が あること。
	(十五)			空気ろ 過器の 点検口	目視により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1832 号第四号の規定に適 合しないこと又は点検用の 十分な空間が確保されて いないこと。
	(十六)			冷却塔 と建築 物の他 の部分 との離 隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じ 鋼製巻尺等により測定する。	令第 129 条の 2 の 7 第二 号の規定に適合しないこ と。
	(十七)	中央 管理 方式 の空 気調 和設 備	空気調 和設備 の性能	各室の 温度	居室の中央付近において温度計により測 定する。ただし、前回の検査以降に同等の 方法で実施した検査の記録がある場合に あつては、当該記録により確認すること で足りる。	令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表(四)項の規定に適 合しないこと。
	(十八)			各室の 相対湿 度	居室の中央付近において湿度計により測 定する。ただし、前回の検査以降に同等の 方法で実施した検査の記録がある場合に あつては、当該記録により確認すること で足りる。	令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表(五)項の規定に適 合しないこと。
	(十九)			各室の 浮遊粉 じん量	居室の中央付近において粉じん計により 測定する。ただし、前回の検査以降に同等 の方法で実施した検査の記録がある場合 にあつては、当該記録により確認すること で足りる。	令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表(一)項の規定に適 合しないこと。
	(二十)			各室の 一酸化 炭素含 有率	居室の中央付近においてガス検知管等 により測定する。ただし、前回の検査以降 に同等の方法で実施した検査の記録がある 場合にあつては、当該記録により確認す ることである。	令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表(二)項の規定に適 合しないこと。

	(二十一)			各室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。	令第129条の2の6第3項の表(三)項の規定に適合しないこと。
	(二十二)			各室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。	令第129条の2の6第3項の表(六)項の規定に適合しないこと。
	(二十三)			各室の吹き出し空気の分配の状況	気流検知器等を用いて目視により確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。	著しく局部的な空気の流れが生じていること。
二 換気設備を設けるべき調理室等	(一)	自然換気設備及び機械換気設備		排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視又は触診により確認する。	不燃材でないこと。
	(二)			排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三)			給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第一号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと。
	(四)			給気口、排気口及び排気フードの位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第一号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。
	(五)			給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。

			設置の 状況		
(六)			排気筒 及び煙 突の断 熱の状 況	目視又は触診により確認する。	断熱材が脱落又は損傷し ていること。
(七)			排気筒 及び煙 突と可 燃物、電 線等と の離隔 距離	目視により確認するとともに、必要に応じ て鋼製巻尺等により測定する。	令第 115 条第 1 項第三号 又は第 2 項の規定に適合 しないこと。
(八)			煙突等 への防 火ダン パー、風 道等の 設置の 状況	目視又は触診により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1826 号第 4 第二号又は第 三号の規定に適合しない こと。
(九)	自然換気設備		煙突の 先端の 立ち上 がりの 状況(密 閉型燃 焼器具 の煙突 を除く。)	目視により確認するとともに、必要に応じ て鋼製巻尺等により測定する。	令第 115 条第 1 項第一号 又は第二号の規定に適合 しないこと。
(十)	機械換気設備		排気筒 に設け る防火 ダンパ ーの設 置の状 況	目視により確認する	昭和 45 年建設省告示第 1826 号第 4 第四号の規定 に適合しないこと。
(十一)			換気扇 による換 気の状 況	目視により確認する	外気の流れにより著しく換 気能力が低下する構造と なっていること。
(十二)			機械換 気設備 の換気 量	排気口の同一断面内から 5 箇所を偏りなく 抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次 の式により換気量を算出する。 $V=3600 \nu A$ この式において、 V 、 ν 及び A	令第 20 条の 3 第 2 項第一 号イ又は昭和 45 年建設省 告示第 1826 号第 3 の規定 に適合しないこと。

				は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 排気量(単位 1 時間につき立方メートル) v 平均風速(単位 1 秒につきメートル) A 開口断面積(単位 平方メートル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
三 法第 28 条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室等	(一)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。	令第 112 条第 16 項の規定に適合しないこと。
	(二)		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1376 号第 1 の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。
	(三)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
	(四)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
	(五)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1376 号第 3 の規定に適合しないこと。
	(六)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	(七)		壁及び床の防	目視により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1376 号第 2 の規定に適合

			火区画 貫通部 の措置 の状況		しないこと。
	(八)		連動型 防火ダ ンパー の煙感 知器、熱 煙複合 式感知 器及び 熱感知 器の位 置	目視により確認するとともに、必要に応じ て鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式 感知器にあつては昭和 48 年建設省告示第 2563 号 第 1 第二号ニ(2)に適合し ないこと。熱感知器にあつ ては昭和 48 年建設省告示 第 2563 号第 2 第二号ロ(2) の規定に適合しないこと。
	(九)		連動型 防火ダ ンパー の煙感 知器、熱 煙複合 式感知 器及び 熱感知 器との 連動の 状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の 状況を確認する。ただし、前回の検査以降 に同等の方法で実施した検査の記録があ る場合にあっては、当該記録により確認す ることで足りる。	感知器と連動して作動しな いこと。

別表第二

		(イ)検査項目		(ロ)検査事 項	(ハ)検査方 法	(ニ)判定基準
一 令第 123 条第 3 項第二号 に規定す る階段室 又は付 室、令第 129 条の 13 の 3 第 13 項に規 定する昇	(一)	排 煙 機	排煙機 の外観	排煙機の設 置の状況	目視又は触 診により確 認する。	基礎架台の取付けが 堅固でないこと又は著 しい腐食があること。
	(二)			排煙風道と の接続の状 況	目視により 確認する。	接続部に破損又は変 形があること。
	(三)			煙排口の設 置の状況	目視により 確認する。	排出された煙により他 への影響のおそれがあ ること。
	(四)			煙排口の周	目視により	煙の排出を妨げる障害

降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等				囲の状況	確認する。	物があること。
	(五)			屋外に設置された煙排口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
	(六)		排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況を確認する。	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。
	(七)			作動の状況	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常音又は異常な振動があること。
	(八)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
	(九)			排煙機の排煙風量	煙排口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$	令第123条第3項第二号若しくは第129条の13の3第13項(これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。)又は第126条の3第1項第九号(令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が

					この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位 1分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) V_m 平均風速(単位 1秒につきメートル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合には、当該記録により確認することにより足りる。	行われていない場合にあっては、令第123条第3項第2号及び第126条の3第1項第9号を除く。)の規定に適合しないこと。
	(十)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。

	(十一)	その他	機械排煙設備の排煙口の外觀	排煙口の位置	目視により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1436 号第二号又は令第 126 条の 3 第 1 項第三号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(十二)			排煙口の周囲の状況	目視により確認する。	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。
	(十三)			排煙口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十四)			手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
	(十五)			手動開放装置操作方法の表示の状況	目視により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を

						除く。
	(十六)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。
	(十七)			排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
	(十八)			排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位 1分につき立方メートル)	令第126条の3第1項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

					A 排煙口面積(単位 平方メートル) V_m 平均風速(単位 1 秒につきメートル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。	
	(十九)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(二十)			煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、	排煙口が連動して開放しないこと。

					当該記録により確認することでする。	
	(二十一)		機械排煙設備の排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(二十二)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	(二十三)			排煙風道の材質	目視により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(二十四)			防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を

						除く。
	(二十五)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	断熱材に欠落又は損傷があること又は令第126条の3第1項第七号で準用する令第115条第1項第三号イ(2)の規定に適合しないこと(ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。)
	(二十六)		防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固であること。
	(二十七)			防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
	(二十八)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
	(二十九)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	天井、壁等に1辺の長さが45センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられてい

						ること。
	(三十)			防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	(三十一)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況(防火ダンパーが令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。)	目視により確認する。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ1.5ミリメートル以上の鉄板でつくられていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。
	(三十二)			連動型防火ダンパーの熱感知器の位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和48年建設省告示第2563号第2第二号ロ(2)の規定に適合しないこと。
	(三十三)			連動型防火ダンパーの熱感知器との連動の状況	加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に	感知器と連動して作動しないこと。

					同等の方法 で実施した 検査の記録 がある場合 にあつては、 当該記録に より確認する ことで足り る。	
	(三 十 四)		特殊な 構造の 排煙設 備の排 煙口及 び給気 口の外 観	排煙口及び 給気口の大きさ及び位 置	目視により 確認する。	平成 12 年建設省告示 第 1437 号第一号口又はハ及び第二号口又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(三 十 五)			排煙口及び 給気口の周 囲の状況	目視により 確認する。	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。
	(三 十 六)			排煙口及び 給気口の取 付けの状況	目視により 確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三 十 七)			手動開放装 置の設置の 状況	目視により 確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
	(三 十 八)			手動開放装 置操作方法	目視により 確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項 第五号の規定に適合し

	八)			の表示の状況		ないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(三十九)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から 5 箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて 1 点につき 30 秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位 1 分につき立方メートル) A 排煙口面	令第 126 条の 3 第 2 項の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては計算書による風量に満たないこと。

					積(単位 平方メートル) V_m 平均風速(単位 1秒につきメートル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合には、当該記録により確認することですりる。	
	(四十)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(四十一)			煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合には、当該記録に	排煙口が連動して開放しないこと。

					より確認することです。 より確認することです。	
	(四十)		特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(四十三)			給気風道の材質	目視により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(四十四)			給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	(四十五)			防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第 126 条の 3 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

	(四十 六)		特殊な 構造の 排煙設 備の給 気送風 機の外 観	給気送風機 の設置の状 況	目視又は触 診により確 認する。	基礎架台の取付けが 堅固でないこと又は著 しい腐食、損傷等があ ること。
	(四十 七)			給気風道と の接続の状 況	目視により 確認する。	接続部に空気漏れ、破 損又は変形があるこ と。
	(四十 八)		特殊な 構造の 排煙設 備の給 気送風 機の性 能	排煙口の開 放と連動起 動の状況	作動の状況 を確認する。	令第 126 条の 3 第 2 項 の規定に適合しないこ と。ただし、令第 129 条 第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用 され、かつ、階避難安 全性能又は全館避難 安全性能に影響を及ぼ す修繕等が行われてい ない場合を除く。
	(四十 九)			作動の状況	聴診又は触 診により確 認する。	送風機の運転時の電 動機又は送風機に異 常音又は異常振動が あること。
	(五十)			電源を必要 とする排煙 設備給気送 風機の予備 電源による 作動の状況	予備電源に より作動の 状況を確認 する。	予備電源により作動し ないこと。
	(五十 一)			給気送風機 の排煙風量	排煙口の同 一断面内か ら 5 箇所を偏 りなく抽出 し、風速計を	令第 126 条の 3 第 2 項 の規定に適合しないこ と。ただし、令第 129 条 第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用

					用いて 1 点につき 30 秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位 1 分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) V_m 平均風速(単位 1 秒につきメートル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記	され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては計算書による風量に満たないこと。
--	--	--	--	--	--	---

					録により確認すること で足りる。	
	(五 十 二)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(五 十 三)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
	(五 十 四)			吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(五 十 五)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
二 令第123 条第 3 項第二号に規定する階段室又は付室、令第129 条の13 の 3 第13 項に規	(一)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。	
	(二)		給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	

定する昇 降路又は 乗降ロビ ー						
三 令第 126 条の 2 第 1 項に 規定する 居室等	(一)	可動防煙壁		手動降下装 置の作動の 状況	作動の状況 を確認する。	片手で容易に操作でき ないこと。
	(二)			手動降下装 置による連 動の状況	作動の状況 を確認する。	連動して作動しないこ と。
	(三)			煙感知器に よる連動の 状況	作動の状況 を確認する。	連動して作動しないこ と。
	(四)			可動防煙壁 の材質	目視により 確認する。	不燃材料でないこと。
	(五)			可動防煙壁 の防煙区画	目視により 確認する。	脱落又は欠損があり煙 の流動を妨げる効果が ないこと。
	(六)			中央管理方 式による制 御及び作動 状態の監視 の状況	作動の状況 を確認する。	中央管理室において制 御又は作動の状況を確認 できないこと。
四 予備 電源	(一)	自 家 用 発 電 装 置	自家用 発電装 置の外 観	自家用発電 機室の防火 区画貫通措 置の状況	目視により 確認する。	電気配線及び換気風 道等の防火区画貫通 措置に欠損又は脱落 があること。
	(二)			発電機の発 電容量	設計図書等 により確認 するととも	防災設備の出力容量 に比して予備電源の発 電容量が小さく、30 分

					に、防災設備の容量を確認する。	以上運転できないこと。
	(三)			発電機及び原動機の状態	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器盤若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	(四)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず30分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。
	(五)			空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
	(六)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況	電解液を目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等があること。
	(七)			燃料及び冷	目視により	配管類の接続部等に

				却水の漏洩 の状況	確認する。	漏洩等があること。
	(八)			自家用発電 装置の取付 けの状況	目視又は触 診により確 認する。	基礎架台の取付けが 堅固でないこと又は著 しい腐食、損傷等があ ること。
	(九)			屋内設置の 場合の給排 気の状況	目視により 確認すると もに、作動の 状況を確認 する。	給排気が十分でなく室 内温度が摂氏 40 度を 超えていること又は給 排気ファンが単独で若 しくは発電機と連動して 運転できないこと。
	(十)			接地線の接 続の状況	目視により 確認する。	接続部に緩み又は著し い腐食があること。
	(十 一)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計 により測定 する。	測定結果が電気設備 に関する技術基準を定 める省令(平成 9 年通 商産業省令第 52 号)第 58 条の規定値を下回っ ていること。
	(十 二)		自家用 発電装 置の性 能	電源の切替 えの状況	作動の状況 を確認する。	予備電源への切り替え ができないこと。
	(十 三)			始動及び停 止の状況	作動の状況 を確認する。	空気始動及びセル始動 により作動しないこと又 は電圧が始動から 40 秒以内に確立しないこ と。
	(十 四)			運転の状況	目視、聴診 又は触診に より確認す	運転中に異常音、異常 な振動等があること。

					る。	
	(十五)			排気の状態	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
	(十六)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常音又は異常振動があること。
	(十七)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
	(十八)	エンジン直結の排煙機	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。
	(十九)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず30分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。
	(二十)			セル始動用蓄電池の電解液及び電	電解液を目視により確認するとともに	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正

				気ケーブルの接続の状況	に、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等があること。
	(二十一)			給気管及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。
	(二十二)			Vベルト	目視又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大いこと。
	(二十三)			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。
	(二十四)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。
	(二十五)		直結エンジンの性能	始動及び停止の状況	目視により確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと又は排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと。
	(二十六)			運転の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	運転中に異常音、異常な振動等があること。
	(二十七)			計器類及びランプ類の指示及び点	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること

				灯の状況		又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
--	--	--	--	------	--	---------------------

別表第三

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 照明器具	(一)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 1 イ、ロ、ハ又はこの規定に適合しないこと。
二 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(一)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	作動の状況を確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 第二号の規定に適合しないこと。
	(二)		予備電源の性能	点灯時間を確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 第三号の規定に適合しないこと。
	(三)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 4 の規定に適合しないこと。
	(四)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視により確認する。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。
	(五)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第 112 条第 15 項又は第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。
三 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(一)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。

	(二)			電気回路の接続の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。	昭和 45 年建設省第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。
	(三)			接続部(ただし幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況	目視により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。
	(四)			予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 4 の規定に適合しないこと。
	(五)	切替回路		常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 の規定に適合しないこと。
	(六)			蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 の規定に適合しないこと。
四 電池内蔵形の蓄電池	(一)	配線及び充電ランプ		充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。
	(二)			誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。
五 電源別置形の蓄電池	(一)	蓄電池	蓄電池室の外観	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第 112 条第 15 項若しくは第 16 項又は令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。

	(二)			換気の状況	温度計により測定する。	室温が摂氏 40 度を超えていること。
	(三)			蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。
	(四)		蓄電池の性能	電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。
	(五)			電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。
	(六)			電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏 45 度を超えていること。
	(七)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第 112 条第 15 項若しくは第 16 項又は令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。
	(八)			キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
六 自家用発電装置	(一)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第 112 条第 15 項若しくは第 16 項又は令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)			発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を 30 分以上運転できないこと。
	(三)			発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。

	(四)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。
	(五)			空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高压側で2.2から2.9メガパスカル、低压側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
	(六)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況	電解液を目視により確認し及び蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等があること。
	(七)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
	(八)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。
	(九)			自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十)			給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。

	(十一)			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。
	(十二)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第 58 条の規定値を下回っていること。
	(十三)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	非常電源への切り替えができないこと。
	(十四)			始動及び停止の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から 40 秒以内に確立しないこと。
	(十五)			音、振動等の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	異常音、異常振動等があること。
	(十六)			排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
	(十七)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転時に異常音、異常な振動等があること。

別表第四

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 飲料用の配管設備及び排水設備	(一)	飲料用配管及び排水配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 4 第一号の規定に適合しないこと。
	(二)		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
	(三)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 4 第二号の規定に適合しないこと。

	(四)		継手類の取付け の状況	目視により確認 する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 4 第三号の規定に適合しないこと。
	(五)		保温措置の状況	目視により確認 する。	令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第五号 又は第 2 項第四号の規定に適合し ないこと。
	(六)		防火区画等の貫 通措置の状況	目視により確認 する。	令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第二号 又は第七号の規定に適合しないこ と。
	(七)		配管の支持金物	目視により確認 する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 4 第一号又は第四号の規定に適合 しないこと。
	(八)		飲料水系統配管 の汚染防止措置 の状況	目視により確認 する。	令第 129 条の 2 の 5 第 2 項第一号 又は第二号の規定に適合しないこ と。
	(九)		止水弁の設置の 状況	目視により確認 する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 1 第一号ロの規定に適合しないこ と。
	(十)		ウォーターハンマ ーの防止措置の 状況	目視により確認 する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 1 第一号イの規定に適合しないこ と。
	(十一)		給湯管及び膨張 管の設置の状況	目視により確認 する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 4 第四号の規定に適合しないこと。
二 飲料 水の配 管設備	(一)	飲料用の給水タンク及 び貯水タンク(以下「給 水タンク等」という。)並 びに給水ポンプ	給水タンク等の 設置の状況	目視により確認 するとともに、必 要に応じて鋼製 巻尺等により測 定する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 1 第二号イ又はロの規定に適合しな いこと。
	(二)		給水タンク等の 通気管、水抜き	目視により確認 する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 1 第一号又は第二号の規定に適合

			管、オーバーフロー管等の設置の状況		しないこと。
(三)			給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	令第 129 条の 2 の 5 第 2 項第五号の規定に適合しないこと。
(四)			給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第四号の規定に適合しないこと。
(五)			給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常音、異常振動等があること又は定格水圧がないこと。
(六)			給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 1 又は第 2 の規定に適合しないこと。
(七)	給湯設備(循環ポンプを含む。)		給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 2 又は第 5 の規定に適合しないこと。
(八)			ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 2 又は第 5 の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。
(九)			給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。
(十)			ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。	昭和 45 年建設省告示第 1826 号第 4 第二号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。

三 排水設備	(一)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第二号口の規定に適合しないこと。
	(二)		排水槽の通気の状態	目視により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第二号ホの規定に適合しないこと。
	(三)		排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。
	(四)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。	昭和 44 年建設省告示第 1730 号第 3 第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
	(五)	排水再利用配管設備 (中水道を含む。)	雑用水の用途	雑用水に着色し、目視により確認する。	令第 129 条の 2 の 5 第 2 項第一号又は昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第六号ハの規定に適合しないこと。
	(六)		雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第六号ニの規定に適合しないこと。
	(七)		配管の標識等	目視により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第六号口の規定に適合しないこと。
	(八)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(九)		消毒装置	目視により確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。

	(十)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第二号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。
	(十一)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第三号イ、ロ、ニ又はホの規定に適合しないこと。
	(十二)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第四号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。
	(十三)		排水管	公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第3項第三号の規定に適合しないこと。
	(十四)			雨水排水立て管の接続の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ハの規定に適合しないこと。
	(十五)			排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。
	(十六)			掃除口の取付けの状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号イの規定に適合しないこと。
	(十七)			雨水系統との接続の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第三号イの規定に適合しないこと。
	(十八)			通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号イ又は第五号の規定に適合しないこと。

	(十九)			通気開口部の状況	目視により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第五号ハの規定に適合しないこと。
	(二十)			間接排水の状況	目視により確認する。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第一号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。